

議案第 1 1 号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定する  
について

宇治市自転車等駐車場条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

宇治市自転車等駐車場条例（昭和57年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「 を

宇治市小倉町神楽田37番地の1

」に改める。

宇治市小倉町神楽田33番地の59

第3条第1号中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に、「0.125リットル以下」を「0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月30日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場の移設等に伴い、所要の改正を行うものであります。